

## 令和7年第4回定例会（令和7年12月17日）

観光建設水道委員会委員長（阿部 真一 委員長）

去る12月5日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました「議第98号 令和7年度別府市一般会計補正予算(第4号)」関係部分、ほか11件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

初めに、予算議案2件のうち、「議第98号 令和7年度別府市一般会計補正予算(第4号)」関係部分についてあります。

産業政策課関係部分では、別府市ものづくり支援等複合施設のうち地域共生広場の指定管理者の選定に当たり、指定期間中の予算を確保するため、債務負担行為を計上しているとの説明がありました。

次に、都市計画課関係部分では、別府公園周辺地区都市再生整備計画関連事業の事後評価業務について、繰越明許費を補正計上しようとするものとの説明がありました。

次に、都市整備課関係部分では、各種道路等整備事業において、公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、公共発注者における施工時期の平準化の取組が強化されたこと等に伴い、繰越明許費を補正計上しようとするものとの説明がありました。

最後に、施設整備課関係部分では、市営朝日原住宅の用途廃止に伴う建築物の解体工事について、繰越明許費を補正計上しようとするもの、また、市営住宅等の管理代行及び指定管理の委託料として債務負担行為を計上するものとの説明がありました。

続きまして、「議第102号 令和7年度別府市競輪事業会計補正予算(第1号)」についてあります。

経営活動に伴う収益と費用を示す収益的収入及び支出における当年度純利益は、車券発売金の増加等の関連経費を補正計上した結果、12億101万5,000円を見込んでおり、利益剰余金の処分については、一般会計繰出金として3億3,000万円増の6億3,000万円を見込んでいるとの説明がありました。

第3条予算におきましては、競輪投票ポータルサイトの運用経費を計上しており、資料を用いて令和8年3月末からの運用開始に向けたスケジュール等について詳細な説明がありました。

次に、4条予算では、施設整備費として別府競輪場においてオートレース車券発売を行うための発売窓口改修費等を増額計上しているとの説明がありました。

委員より、競輪投票ポータルサイトでのオートレース車券の発売は考えているのかとの質疑があり、当局から、民間ポータルサイトでは競輪とオートレースの両方の車

券を同時に購入できるものもあるが、まずはオートレースの仕組み等を確認しながら慎重に検討していきたいとの説明がありました。

また、他の委員から、競輪投票ポータルサイトの運用開始前には、当委員会において試験的な実演や説明の機会を設けてほしい旨の要望がありました。

同じく、4条予算の資本的支出において補正計上されている投資有価証券に対して、委員から、具体に何に投資をするのかとの質疑があり、当局から、国債や株式の取得等を想定しており、適切な時期に迅速に対応できるよう計上しているものとの説明がありました。同委員から、今後投資をするに当たっては、投資額や投資期間等を熟慮するよう意見がありました。

以上2件の予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、6件の条例議案及び4件のその他議案についてであります。

まず、「議第110号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、市営朝日原住宅において入居者が全て退去したため、施設老朽化により同住宅を用途廃止することに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がありました。

委員から、解体後の跡地活用を検討するに当たり、周辺の実情を十分に考慮するよう要望がありました。また、他の委員からは、跡地活用の方針が決まり次第、当委員会への報告を願う旨の要望がありました。

次に、「議第111号 別府市水道事業給水条例の一部改正について」及び「議第112号 別府市下水道条例及び別府市公共下水道の構造等の基準に関する条例の一部改正について」は、災害時等の各種工事について他市町村の指定を受けた事業者等による対応を可能にすること等に伴い、条例を改正しようとするものとの説明がありました。

続きまして、「議第113号 別府市競輪事業の設置等に関する条例の一部改正について」は、競輪事業に「附帯する事業」を円滑に実施することにより地域の振興に貢献するため、条例を改正しようとするものとの説明がありました。

次に、「議第114号 别府市競輪事業建設改良基金条例の一部改正について」は、競輪の収益をもって社会福祉の増進、教育文化の発展等住民福祉の増進を図るに当たり、経費の財源の確保を円滑に行うため、別府市競輪事業建設改良基金を繰り替えて運用することができる繰替運用に係る規定を定めることに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がありました。

次に、「議第115号 别府競輪市民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、別府競輪市民広場の入浴料を見直すことに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がありました。

次に、「議第120号 指定管理者の指定について」では、一般社団法人結色に別府市ものづくり支援等複合施設のうち地域共生広場の管理を行わせようとするものとの説明がありました。

委員から、指定に当たって災害時の対応についてはどうなっているのかとの質疑があり、当局から、仕様書において指定管理者の責任で対応するよう記載しているとの説明がありました。

これに対し委員から、当該施設は災害時の指定避難場所となっていることから、有事の際に混乱を招かないよう市も関与するよう要望があり、当局から、当該施設は指定管理者と市の両者で管理されることから、連携を図るため、議決後には連絡協議会を設置する予定であるとの説明がありました。

最後に、「議第121号」から「議第123号」までの「指定管理者の指定について」では、鉄輪地獄地帯公園小倉エリア駐車場の管理を株式会社別府鉄輪パークマネジメントに、実相寺中央公園集会所を緑丘町自治会に、また、特定公共賃貸住宅等を大分県住宅供給公社に行わせることについて、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

以上、6件の条例議案及び4件のその他議案の採決におきましては、いずれの議案も当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願ひいたします。